

平成21年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年12月22日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第97号から議第154号まで
(野洲市市民サービスセンター条例 他57件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第4 発議第3号及び発議第4号
(野洲市議会会議規則の一部を改正する規則 他1件)
提出者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 議第162号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 意見書第16号から意見書第19号まで
(保育基準緩和を撤回し、子育て安心の保育行政を求める意見書
(案) 他3件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(鈴木市朗君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、12月14日と同様であり、配付を省略しますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第13番、中島一雄君、第14番、丸山敬二君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(鈴木市朗君) 日程第3、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第97号から議第154号まで、野洲市市民サービスセンター条例他57件を一括議題として、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

○15番(西本俊吉君) 第15番、西本俊吉です。

去る12月10日、本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため12月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、付託議案につきましては、議第97号野洲市市民サービスセンター条例、議第98号野洲市住民投票条例、議第99号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例、議第100号野洲市路上喫煙の防止に関する条例、議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例、議第102号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議第103号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第108号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第116号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第7号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第122号財産の取得について(消防ポンプ車)、議第123号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターぎおう)、議第124号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)、議第125号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターみかみ)、議第126号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターきたの)、議第127号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターやす)、議第128号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセ

ンターなかさと)、議第129号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターひょうず)。

また、議第98号については、小菅委員から修正の動議が提出され、説明を求め、審議を行いました。

修正案の内容は、1点目に、第2条各号に規定する住民投票に付する重要事項から削除する項目のうち、第5号地方税等に関する事項を削除すること、2点目に、第4条第1項に規定する住民投票の請求要件について4分の1から5分の1に引き下げること、3点目に、投票率が2分の1に満たない場合に開票しないとする第19条の規定を削除すること、4点目に、附則に規定する施行日を、3年を超えない範囲から、1年を超えない範囲とすること、以上の4点でありましたが、採決の結果、賛成少数により、本委員会としては否決することに決しました。その後、原案について採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議第101号から103号まで及び議108号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(鈴木市朗君) 西本俊吉君。

○15番(西本俊吉君) 報告内容に漏れがありましたので、追加報告させていただきます。

議129号までの議案審議を行ったわけですけれども、17議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第97号、議第99号、議第100号及び議第116号並びに議第122号から議第129号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(鈴木市朗君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第16番、三和郁子君。

○16番(三和郁子君) 第16番、三和郁子でございます。

去る12月10日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に32件の付託を受けまし

た議案について審査するため、12月16日に委員会を招集いたしました。委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第104号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例、議第105号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第106号野洲市図書館条例の一部を改正する条例、議第107号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例、議第109号野洲市保健センター条例の一部を改正する条例、議第110号野洲市公民館条例を廃止する条例、議第111号野洲市デイサービスセンター条例を廃止する条例、議第112号野洲市母子健康センター条例を廃止する条例、議第113号野洲市老人福祉センター条例を廃止する条例、議第114号野洲市敬老祝金条例を廃止する条例、議第115号野洲市障害者共同作業所条例を廃止する条例、議第116号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第7号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第117号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第118号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第119号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第130号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（中主こどもの家ほか）、議第131号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（比江老人憩の家）、議第132号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（木部老人憩の家）、議第133号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（井口老人憩の家）、議第134号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（吉川老人憩の家）、議第135号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（西河原老人憩の家）、議第136号指定管理者の指定につき議決を求めることについて、（野田老人憩の家）、議第137号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（安治老人憩の家）、議第138号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（比留田老人憩の家）、議第139号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（六条老人憩の家）、議第140号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（八夫老人憩の家）、議第141号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（北比江老人憩の家）、議第149号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲文化ホールほか）、議第150号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市総合体育館）、議第151号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市中主B&G海洋センター）、議第152号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市市民グ

ラウンド)、議第153号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市体育センター)、以上32議案を議題といたしまして詳細な説明を受けました。

質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第115号、議第116号、議第117号、議第118号、議第119号、議第130号、議第131号、議第132号、議第133号、議第134号、議第135号、議第136号、議第137号、議第138号、議第139号、議第140号、議第141号、議第149号、議第150号、議第151号、議第152号、議第153号については、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第104号、議第105号、議第106号、議第107号、議第109号、議第110号、議第111号、議第112号、議第113号、議第114号については、賛成多数にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長(鈴木市朗君) これより文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第6番、奥村治男君。

○6番(奥村治男君) 第6番、奥村治男でございます。

去る12月10日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため12月17日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第116号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第7号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第120号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第121号平成21年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第142号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江集会所)、議第143号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市野洲川河川公園)、議第144号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市三上集楽センター)、議第145号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江農機具保管庫ほか)、議第146

号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）、議第147号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市大型共同作業所）、議第148号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市シルバーワークプラザ中主ほか）、議第154号市道路線の認定及び廃止について、以上、予算関係3件、その他8件、合計11件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、全議案について、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告いたします。

○議長（鈴木市朗君） これより環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第97号から議第154号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、私は、市長提案58議案のうち、3議案についての反対討論を行います。

まずはじめに、議第98号野洲市住民投票条例について反対討論を行います。

本条例案は、一昨年に制定しましたまちづくり基本条例に規定していましたが住民投票制度について今回条例化するものであります。まちづくりへの市民参加と市政における重要課題について市民に賛否を問う意味では重要なものでありまして、同時に、今回提案されております条例案は、常設型の住民投票制度であり、その意味では画期をなすものであります。

しかし、市民のまちづくりへの参加と民主主義の市政を推進する上で、条例は、このような立場で制定されなければなりません。

この中で、15日の総務常任委員会でも、条例案の問題点と課題を指摘し、同時に、先ほど委員長報告がありましたように、本条例案についての修正提案も行いました。

例えば、第2条では住民投票から除外する事項を規定していますが、そのうち、第5項で、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項は住民投票の

除外事項であるとしています。これは、地方自治法第74条第1項の規定を持ち出しての制限だと思いますが、これは、明らかに地方自治法の読み違いであり、意図を持って住民投票の実施を制限するための拡大解釈であります。

例えば、現在、本市でも都市計画税の導入が議論になっていますが、本条例案では、導入の是非は住民投票の対象にならないと解釈されかねません。これは、おかしいものであります。地方自治法第74条第1項の解釈は、単に地方税や使用料、手数料の負担の増減を求めることを意味しているものでありまして、市長の新たな政策で新たな目的税を創設する場合は、市長としての重要な政策判断事項であり、当然、住民投票から除外されるべきでないというのが本来の解釈であります。この点、本会議での答弁や総務常任委員会の答弁は、対象になるのかどうか、あいまいな答弁であり、一貫性がありませんでした。

いずれにしても、このような規定では、住民投票として重要事項の制限につながる規定を条例化しようとしているものであり、全国的には、私自身は、ほとんど例のない規定だと思えます。

2つ目に、第4条の住民投票の請求・発議の項でも、「投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者が市長に対して住民投票の実施を書面により請求できる」としています。行政における重要課題についてその判断を問うべき住民投票制度に住民参加の門戸を狭くするのは、本来、制度の趣旨に反します。せめて、総数の5分の1が妥当と考えます。

さらに、住民投票の成立要件等についてであります。第19条で、「住民投票は、1つの事案について、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の2分の1に満たないときには成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない」としています。本来、市民の請求・発議権に基づき成立した住民投票は投開票一体のものでありまして、開票をしないというのは、制度と住民の意思の否定につながるものであります。

最後に、附則であります。この条例案では、「この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲において規則で定める日から施行する」としています。これは、現在国で議論されています国民投票法の具体的施行と兼ねて行うためとしています。また、当面、市政において住民投票に値する重要事項はないということを理由としています。このような発想は、そもそも、まちづくり基本条例制定や、これに伴う住民投票条例の制定の意義を否定するものであります。すなわち、民主主義の貧困さを露呈しています。だれが考え

ても、条例の制定をして施行が事実上3年も先では、実効性ある条例とは言えません。本来、原則としては、条例の制定と施行は一体のものであると考えます。

以上、問題点を指摘しましたが、住民投票条例制定そのものは画期をなすものでありまして、これは妥当なものと考えます。それだけに、よりよい条例が求められます。その点からも、修正案を提出しましたが、総務常任委員会では否決となりました。よって、今後、よりよい市民本位の条例あるいは市政推進を求めて、反対討論といたします。

次に、議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

1点目の問題は、これまで、分庁舎存続を願う市民、とりわけ旧中主の市民の切実な要望に対して、これまで、ひょうずコミセン、なかさとコミセンなどの市民懇談会で、存続を求める声とともに、仮に分庁舎廃止としても施設を有効利用してほしいという声に、市長は、その活用を約束していました。

ところが、最後、15日の総務常任委員会で、一応、1年以内に検討するとしながら、一方で、必ず利用、活用できることは約束できないとの答弁で、確約を避けました。それどころか、答弁の流れの中で、倉庫としての利用も検討と答弁するなど、市民の願いを逆なでするような主張もされました。

市長は、旧中主の市民にも理解を得ている、問題はないと言いますが、この件では、去る11月17日の総務常任委員会でも言いましたが、11月17日の記者会見で、先の市議会議員選挙では旧中主地区の候補者の応援に頼まれて行った、その中で分庁舎の話は争点になっていなかった、中里学区の自治会長との話し合いでも問題なしであったと述べています。

この発言は、存続の願いや、廃止となれば有効利用をしてほしいなどを求める市民を思いやる心や、願いを酌み尽くすために最大の努力を行う姿勢が余りにも欠けているのではないかと私は思います。つまり、廃止ありきの推進であります。市民の理解と合意はまだ得られていないのではないのでしょうか。また、旧中主の市民を中心に市民の願う有効利用の方針も示せていないままであること、再三言いますように、廃止ありきの分庁舎廃止条例案だと考えます。

2点目に、そもそも論として、集中改革プランとの関係であります。この12月定例会議会でも、分庁舎をはじめ、一連の公共施設の廃止及び市民へのサービス切り捨てと負担強化の議案が提案されています。平成22年度及び23年度において各10億円の財源不

足を生じるとというのがその理由であります。

しかし、このプランそのものは、市民の理解と合意を得たものとは考えられません。集中改革プラン素案の提案以来、市民には多様な意見を伺うとしながら、その一方で、素案の中では、財源不足は厳然としており、削減項目の変更に代替案が必要となると市民に求めています。つまり、行政としての財政打開責任の放棄、市民に負担転嫁と、私は、責任転嫁の姿勢と考えます。

また、集中改革プランと施設廃止の関係を言いますならば、廃止ありきの推進とも考えます。例えば、分庁舎廃止について、市の政策意思決定や危機管理において迅速性が保てない、市民にとっても来訪先がわかりにくい、転入出、土地利用など、手続で不便を来しているなどを理由としています。

しかし、この間、政策意思決定にどんな支障があったのかという質問にも、私自身は具体的な答弁をお聞きすることはできませんでした。

さらに、今回、分庁舎を廃止し、教育委員会と環境経済部を現在のコミセンやすに移転する。さらにコミセンやすは現在の中央公民館に移転となっていますが、これも全体にかなり無理のある移転と廃止と考えます。これは、防災センターに設置される市民サービスセンターと上下水道課があつたワンフロアでの設置であります。果たして両部署が正常な業務ができるのか、十分検討されたのかも疑問であります。

要するに、今回の分庁舎廃止を含む集中改革プラン自身が、施設廃止ありき、市民サービス切り捨て、負担強化ありきからスタートしているものでありますから、私自身は、市民の立場で十分考えられていない、検証、検討不十分だと思います。

以上の理由により、分庁舎廃止に関する議案の反対討論としますが、市長自身、市政の最高責任者として、市民の暮らし優先に市政推進を今後されるよう求め、反対討論といたします。

次に、議第103号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この中で、これまでの野洲市循環バスを直営方式にして、新しい料金体系を行うための条例改正案が提案されています。言うまでもなく、合併後市内4コースで実施してきました循環バスは、福祉バスという位置づけで運行されてきました。その中で、年間約4,000万円の運行にふさわしい効果があるのかどうか議論されてきたことは否定しません。それで、今回、直営方式にされ、抜本的に運行形態、料金体系を改正しようとするもので

ありますが、その中で、コミュニティバスの基本は福祉バスであることが基本にされなければならないと思います。答弁でも、これまでの循環バスの利用は、年間約5万人、そのうち約4万人は高齢者、障害者とされており、その意味では、福祉バスとしての役割は一定評価されるべきであります。そして、今回、有料化となれば、高齢者、障害者の運賃収入は年間約300万円とされています。

この有料化について、他市は有料、無料は本市だけ、受益者負担の適正化の観点からとっています。これは明らかに問題点と論点のすりかえだと思います。集中改革プランに関連しての料金見直しであります。そこには福祉施策の観点がありません。私自身は、とどのつまり、弱い人への負担強化以外の何物でもなく、300万円の負担をもって、これらの弱い立場に立つ人々への負担強化は集中改革プランとしては適さないと思います。よって、本条例改正案には反対といたします。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。

ただいま議題となっております議第98号野洲市住民投票条例について賛成討論を行います。

平成19年6月、市民の知恵や力をまちづくりに生かすなど、まちづくりの基本的な事項を定め、人権と環境を土台に市民一人ひとりが生き生きと輝き、生きる意味を実感し、活力ある自立した地域社会の実現を目的として野洲市まちづくり基本条例が制定されました。その第22条第3項に基づき2年余りを経てようやくでき上がった条例であり、画期的なものであります。もとより、市政は市長と市議会による2元代表に基づく間接民主制による意思決定が大前提であります。住民投票制度は、市民のまちづくりへの参加権を保障するものであります。この住民投票条例は、代表民主制を補完する有効な手段として位置づけられております。

以上、議第98号の賛成討論とさせていただきます。

次に、議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

既にご承知のように、本市の財政状況は、昨年来の不況により法人税の大幅な減収と合併以降の施設整備による借金の返済、施設の管理費用の増大により財政調整基金が枯渇する中で、平成22年度以降の予算が組めないような危機的状況にあります。本年6月に制

定された財政健全化集中改革プラン素案は、この危機的な財政状況乗り越えるため、平成22年度と平成23年度に限って市民の協力を得るもの、市の高コスト体質を改善するためのものなど、129項目が提案されています。分庁舎の統合もこのプランの中で提案され、旧中主町のシンボリックな建物であることから、市民懇談会などでも大きな議論となったところでもあります。市長を先頭に行政の職員と市民がさまざまな議論を重ねる中で一定の理解を得られてきたのではないかと考えます。

合併後、旧野洲町役場を本庁舎として、旧中主町役場を分庁舎として分庁舎方式による行政運営が図られてきましたが、環境経済部と教育委員会などを本庁舎に統合し、一体的な行政運営を実施することにより、市民サービスの向上や利便性を高めるなど、効率的な行政運営が図られ、あわせて施設の経常的な維持管理経費が削減できるものであります。また、分庁舎の廃止後の市北部の市民サービスは、今回提案されている野洲市市民サービスセンターの設置により低下しないものと判断します。廃止後の分庁舎の有効利活用については、全力で取り組まれるよう要望いたします。

野洲町と中主町の合併以来5年、問題山積する中、今回英断を下された山仲市長に敬意を表します。今後、市長におかれましては、高コスト体質から脱却し、歳入と歳出のバランスを図り、基金に頼らない健全で安定した財政運営を早急に確立し、マニフェストに掲げておられるにぎわいのある元気で安心のまちづくりを進めていただくことをお願い申し上げます。

以上、議101号の賛成討論とさせていただきます。

次に、議第103号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

今回の改正は、歴史民俗博物館の入館料の市内在住者の無料化と循環バスが直営方式になることに係る改正です。コミュニティバスが直営方式になることにより、運行形態、料金体系が改正されます。これにより、高齢者及び障害者の方々が有料化になりますが、残念なことに、コースの関係で利用したくとも利用できない方も多く、受益者負担の見地から有料化もやむを得ないものと判断します。市民の皆様には現在の野洲市の財政状況をご理解いただき、市民こそこの財政危機を乗り越え、1日も早く元気な野洲市を目指していく姿勢が大切であると思います。

以上、第103号の賛成討論とさせていただきます。

議員各位にはご賛同のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第104号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

議第104号は、野洲市の公共施設の廃止をする条例です。公民館、母子センター、老人福祉センターの3施設を廃止する条例改正です。公民館の廃止については議第110号、母子センターの廃止については議第112号、老人福祉センターの廃止については議第113号で提案されており、それらの条例も含め、問題点を指摘いたします。

まず第1点目、公民館の廃止についてであります。

社会教育法第3条で、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」「国及び地方公共団体は、この任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」と、地方自治体の責務を規定しています。

公民館というのは、社会教育法の第5章で位置づけられた施設であります。第20条の目的で、「公民館は」「住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めています。

1990年7月施行の生涯学習の振興のための施策の推進体制等に関する法律、通称これは生涯学習振興法と言われていますが、これがつくられ、平成20年に社会教育法も改正され、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」と推進体制も明確にしています。

例えば、福島県のいわき市の生涯学習プラザでは、市民大学の開催も、4つほどのテーマで、古代史、地域経済、スポーツと健康、防災・減災などなど、受講料は無料で、各7回の講座に大学の教授や金融公庫の支店長など、多彩なメンバーで行われています。また、36カ所ある各公民館でもさまざまな講座が行われています。どこでも受講料は無料です。

このような生涯学習の取り組みを、現在野洲市で行われている活発なサークル活動や、またコミセンでの事業にとってかわることはできません。

文教福祉常任委員会での当局の説明では、これまでの公民館事業は一定終わりを迎えた、公民館を廃止し、生涯学習課で各コミセンを回りながら事業を行うとの見解ですが、生涯学習活動の拠点を失って、市として移動講座を生涯学習と位置づけるのは、公民館を軽く扱っていることとなります。財政が大変だから2年間は事業を縮小するというのならば、まだ市民も我慢できます。しかし、現実には、分庁舎を廃止し、野洲のコミセンを持つてくるために公民館を廃止する、効率化のために中主の公民館も廃止するというのが本音ではないでしょうか。公民館の廃止は、野洲市の生涯学習に大きな損失になることを指摘し、反対をいたします。

2つ目に、母子センターの廃止についてであります。

辻町に福祉保健センターができて、母子センターは廃止することなく、これまで、ふれあい教育相談センターとして、不登校児や、また障害児の相談場所として活用され、「ふれ相」として親しまれ、中主町の親子も来ておりました。専門的なカウンセラーの方もおられ、学童保育で受け入れた障害児の接し方など、「ふれ相」の職員が相談に乗り、力を発揮しました。さらに、昨年4月から発達支援センターとして、乳幼児から成人期まで生涯にわたる支援機関として、その発達状況に応じて、保健、医療、福祉、教育、就労などの各専門分野と連携し、総合的かつ継続的な相談、支援を行うセンターとして多くの方々を利用しておられます。母子センターを廃止するといっても、次なる場所が確定していない段階で廃止するのはいかがなものでしょうか。耐震整備ができていない施設だから廃止するというのは行政サイドの見解です。利用者から、耐震設備ができていないから移動したいと言われていないではありませんか。

この母子センターの廃止も、廃止すれば維持費を出す必要がなくなるという発想です。中主の母子センターが遠いから行かないというのは利用されている方の問題と認識されていますが、それはどうでしょうか。野洲市は障害児に対する対策は充実しています。それは、びわこ学園があり、長年住民も奉仕活動に参加したり、障害児に対する温かい優しいまなざしがあります。また、保育園でも小学校でも学童保育でも重度の障害児の受け入れを行い、どの子も同じ、ハンデキャップを支え合える環境があります。だから、野洲学区にどんどん引っ越しされてきているのです。学童保育も、野洲学区では2割の児童が障害児ということで、他の学区より比率が高いのが現状です。さらに、昨年からは野洲養護学校

ができ、専門的な知識を持った先生がおられ、さらなる連携ができるようになりました。幼児から成人期まで相談のできる施設です。一番大変な時期は、幼児期から中学校ぐらいまでではないでしょうか。この時期、子どもを連れて遠くまで相談に行くというのはかなり酷な状況です。中主の方が来ておられるのだからと言われますが、中主にもこのような施設が必要なのです。

中主の保健センターを廃止し、施設を統合し、効率化を図る、あいた施設を使ってもらい、これが今進められている集中改革プランです。現在行われている発達支援センターをどのように充実させていくかを基本に議論されるべきではないでしょうか。その展望もなのまま母子センターを廃止するというのは、方向性が全く逆行しています。集中改革プラン先にありきというやり方に反対をします。

3点目、老人福祉センターについてです。この老人福祉センターには、昔、お風呂がありました。私が野洲に引っ越してきたとき、社会福祉協議会があり、老人会やボランティアセンターとして福祉の拠点でした。また、ほほえみサロンとして、近隣の高齢者が集う場所を提供されていました。今、和田の地域総合センターでデイサービスが実施されていますが、隣保館デイサービスと位置づけされ、全市民に開かれたデイサービスではありません。こうした中で、老人福祉センターの廃止は、地域の身近なところで高齢者が集う場所が減ることになります。この老人福祉センターを廃止するなら、地域総合センターは、社会福祉法に基づく福祉施設として全市民に開放した内容にすべきです。老人福祉センターと母子センターは一体の場所ですが、廃止後の土地利用なども何も計画されていません。隣の田んぼも駐車場用地としてあり、全体で1,500平米ぐらいあるのではないかと文教福祉常任委員会では言われていましたが、市街地における公有財産はまちづくりとして大事な土地です。安易な売却でなく、今後、福祉施設として、保育所とか、発達支援センターとか、また老人福祉施設などの建設を提案し、本条例に反対いたします。

議第105号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本条例改正は、「文化ホール」と表題にはありますが、内容的には、これまでの中主保健センターを廃止し、保健センターの会議室や、健診室や、さざなみホールにある中央公民館を文化スポーツ振興事業団にゆだね、貸し館にする料金設定であります。議第109号野洲市保健センター条例の一部を改正する条例で中主保健センターを廃止することになっています。そして、議第110号野洲市公民館条例を廃止する条例で中主公民館も廃止することになっており、これらをまとめて反対討論をいたします。

第1点目に、中主保健センターや公民館の廃止により、健診室や会議室を1時間375円や750円にすることになっていますが、料金設定は割高です。野洲市の貸し館の料金設定は、午前、午後、夜間というようなことになっており、コミセンの利用料は、午前中9時から12時までの3時間で、会議室、研修室、調理室は350円、1時間単位では117円です。午後、4時間で700円であり、時間単位では175円です。保健センターや公民館よりコミセンを使われるのではないのでしょうか。しかも、文化スポーツ振興事業団に管理運営を任せるのですから、利用者がなくては収入にはなりません。

第2点目に、保健センターや公民館を廃止することに大きな問題があります。市直営であった保健センターを廃止し、さざなみホールの一施設として文化スポーツ振興事業団に任せることは、保健センターの市の職員がいなくなります。保健センターには、看護師、保健婦など専門職の方もおられ、地域の方々にとって安心できる施設です。効率化の名のもとで安心も遠のくのです。安全・安心と効率化は両立しません。まず、市民の安全・安心を優先するまちづくりが必要ではないのでしょうか。文化スポーツ振興事業団として施設運営そのものが重荷になれば、その先はどうされるのでしょうか。

さらに、公民館を廃止し、引き続き文化スポーツ振興事業団にゆだねることでありますが、議第104号で言いましたように、社会教育法に基づく公民館事業を廃止するということは、野洲市の生涯学習にとって大きな損失になると考えます。

以上、問題点を指摘し、反対討論といたします。

議第107号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本条例は、中主ふれあいセンターを廃止し、指定管理者である社会福祉協議会に無償貸与することです。9月議会でお風呂を閉鎖することを決めました。同時に、議第115号にあるデイサービスセンター条例も廃止し、中主ふれあいセンター全館を社協にゆだねる内容です。

文教福祉常任委員会での当局の説明では、大規模な改修は市としても考えなければならないが、今後は社協の事業費の中で施設運営をしてもらおうということでした。さらに、デイサービスだけなら循環設備は使わなくてもよくなり、2基あるボイラーも1基で間に合い、経費的にも安くできるのではないかと、民間を脅かさないような事業を展開してもらうことが必要という答弁でありました。

現在、中主ふれあいセンターには1,886万円を出していますが、この支出をなくす

ということであります。福祉事業は8割ぐらいが人件費です。あとは光熱水費などの維持管理費です。このような大規模な施設を維持しようとするれば、通常の事務所よりも光熱水費も増大していきます。今後、軽度な改修費や、また維持管理費を捻出するためには、臨時やパートの不安定雇用をふやし、人件費を抑える以外にありません。若者が定着しない状況をつくり出すのではないのでしょうか。また、あのような大きな施設の維持管理費を捻出するために部屋の利用が有料化されることも考えられます。お風呂がなくなれば人も寄りつかなくなります。いろんな意味で、集中改革プランは、小泉内閣が進めた官から民へを一直線に走っています。

特別養護老人ホームのあやめの里にデイサービスがありますが、入所施設もあるため、なくなる心配はありませんが、デイサービス単独の施設はふれあいセンターだけです。近年、デイサービスだけでは赤字ということを知ります。民間は、採算が合わなければ、撤退、廃止という選択をします。このふれあいセンターにおけるデイサービスや、また辻町の保健センターにおけるデイサービスが廃止されないという保証はありません。住民福祉の後退の一步を選択されたのが本条例改正ではないのでしょうか。

よって、本条例改正と議第111号野洲市デイサービスセンター条例を廃止する条例に反対をし、反対討論といたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第11番、坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 第11番、坂口でございます。

ただいま議題となっております議第104号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

昨年から始まりました世界的な経済危機は、我が国経済に大きな大打撃を与え、本市の財政も、法人市民税の大幅な落ち込みなど、大きな影響を受けることになりました。こうした本市の厳しい財政状況は当面続くと想定され、現下の財政危機を克服し、行財政改革を行うことが当面の重要課題となっており、財政健全化集中改革プランの推進は不可欠であります。本議案で提案されている公民館、母子健康センター、老人福祉センターの廃止は、財政健全化集中改革プランで提案されている本市の高コストの行政体質を改善し、効率的で真に必要な市民サービスを提供するために、本市にとって真に必要な施設は何であるのかをさまざまな角度から検証し、提案されたものであると認識しております。

まず、公民館についてですが、今日まで公民館が担ってきた各種の事業については、各学区に設置が完了したコミュニティセンターにおいて地域の実態に応じた事業展開が既に

図られております。また、図書館や博物館等の他の各社会教育施設においてもそれぞれの専門性を生かした事業が展開されているほか、今日までの成果として、本市では既に多くの市民活動団体や自主活動グループが工夫を凝らして活動を展開されている状況であります。公民館設置当時の状況は大きく進展しているものと考えます。今後は、各コミセンを中心に、引き続き、自主的なサークル活動の運営の側面的支援や、市長のマニフェストロードマップにもある市民活動体験事業を推進されることで社会教育法に定める公民館事業の目的には十分対応が可能なものと判断するものでございます。

次に、母子健康センターについては、この施設の設置目的が母子衛生の向上と市民の健康管理を図るための施設で、母子の保健指導、家族計画実施指導や市民の健康管理等が業務内容となっているものであります。既にこれらの事業は辻町にある保健センターで実施されており、市民サービスの低下につながらないことから、廃止すべきと考えるものであります。

また、老人福祉センターについても同様で、辻町の野洲福祉センターと重複する役割を担っており、一般利用者については各コミュニティセンターの利用を促すことで解決できるものとするものであります。したがって、廃止すべきものと判断するものであります。

以上のことから、議第104号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例については賛成するものでございます。

次に、議第105号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

今般の条例の改正は、現行の中主保健センター及び公民館が廃止されますが、両施設に現在ある多目的ホールや研修室等、各部屋については残存するわけですから、それらを新たにさざなみホールの施設として位置づけようとするのが当議案の趣旨であります。

そうした趣旨でありますから、使用料につきましては、現行どおりとしていることは妥当であろうと考えるものであります。

野洲市の多くの施設の使用料の体系が午前、午後、夜間で区分されていることは事実ですが、一部、スポーツ施設や幾つかの施設では1時間当たりで設定されているものもあります。

また、平日、休日とに分けられているものなど、それぞれの施設の料金の設定は、それら個々の施設の成り立ち、実情などが加味されてなされるべきと考えるものであります。

よって、いかに類似施設といえども他施設との単純な比較はできないものではとも思いますし、また、そうした現実が利用者の増減に直接的に影響を与え、結果、著しい収入の減少が生じるというようには思われません。

施設の使用料につきましては、それらの統廃合が一定進んだ段階において、各施設の実際の利用形態が考慮された中で改めて整理されるものと考えます。

次に、中主保健センターについてであります。

中主保健センターは、市民の健康の保持、増進を図るための拠点として設置されていますが、合併後はその大半の業務が現在の辻町にある野洲健康福祉センターに統合されており、現在は、中主保健センターでは、相談業務や一部健診、また予防接種業務の実施の際、職員が出動しているといった現状であります。

こうした状況の中で、今般、施設が廃止されますが、今後も相談業務など市民のための身近な業務はより身近なコミセンなどで行っていただけるようであります。また、必要に応じて直接に訪問も行っていただけるなどの状況でありますから、今回の市の方針が必ずしも安心・安全を無視した施策とは言えないと思うものであります。

今日置かれている厳しい状況の中で、市に効率の追求が求められているのは致し方のないこととございます。そして、市に求めなくてはならない大事なことは、その中で、それでも住民の安全と安心を確保していく、そんな知恵と工夫ではないかと考えるものであります。

今回の一連の施設の統廃合は、財政健全化集中改革プランの一環ではありますが、これを強力に進めることで、その先に、真に、そして一層の市民の安全・安心を実現でき得る野洲市の姿が見えてくるのではないかと考えるものであります。

以上のことから、私は、議第105号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例について賛成するものでございます。

次に、議第107号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

中主ふれあいセンターは、高齢者を中心とした多くの市民の方々が憩いの場やふれあいの場として長年にわたり利用しておられ、市民にとって一定の成果があります。市民福祉の向上に寄与できた施設であったものと感じております。また、市においては、この財政危機を迎えた今日、高額な投資をすることの是非と、他の緊急を要する事業が山積する中で、限られた財源をいかに有効に使うかを見極める重要な時期であると思われま

そこで、市が提案しておられる中主ふれあいセンターを公の機能から廃止することで、財政健全化集中改革プランに沿った行政施策の展開を進めるべきものと考えられます。また、社会福祉協議会に無償貸与することで市の社会福祉活動の拠点として地域に貢献されるものと考えます。

なお、議第111号のデイサービスセンター条例の廃止についても、社会福祉協議会が、平成12年度の介護保険制度の導入以来より、当初は委託事業で実施し、平成18年度から指定管理により運営されていることから、条例廃止となっても、利用される市民には何ら変わりはなくサービスの提供を受けられ、影響はないものと考えられます。健全な財政運営と、劣らない行政運営の推進を希望いたしまして、賛成するものでございます。

議員各位におかれましてはご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 以上でもって討論を終結いたします。

これより、議第97号から議第154号までについて採決いたします。

まず、議第97号、議第99号、議第100号及び議第115号から議第154号までの議案43件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案43件については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第97号、議第99号、議第100号及び議第115号から議第154号までの議案43件は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号及び議第101号から議第114号までの議案15件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案15件については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第98号及び議第101号から議第114号までの議案15件は各常任委員長の報告のとおり可決され

ました。

(日程第4)

○議長(鈴木市朗君) 日程第4、発議第3号及び発議第4号、野洲市議会会議規則の一部を改正する規則他1件を議題といたします。

提出者であります第20番、河野司君から提案理由の説明を求めます。

○20番(河野 司君) 第20番、河野司でございます。

ただいま議題となっております、まず、発議第3号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第12項の規定により、議会活動の範囲を明確にするとともに、議会活動の透明性の向上を図るため、全員協議会について、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として位置づけるものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。

次に、発議第4号野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、傍聴席の区分に車いす席を新たに規定するとともに、身体障害者補助犬法の趣旨にのっとり、身体障害者補助犬同伴者の傍聴を容易にするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(鈴木市朗君) これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております発議第3号及び発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、発議第3号及び発議第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第3号及び発議第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号及び発議第4号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案2件については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第3号及び発議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

(午後2時15分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○議長(鈴木市朗君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第162号及び意見書第16号から意見書第19号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。

よって、議第162号及び意見書第16号から意見書第19号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(鈴木市朗君) 追加日程第1、議第162号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議第162号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、都市建設部道路河川課国県事業対策室の主事が大津湖南地域幹線道路整備促

進協議会等の公金を着服していたという不祥事を起したことを受け、その管理監督責任をとるため、市長の給料月額について、平成22年1月1日から31日までの1カ月間、現在の給料月額の削減をさらに100分の10を上乗せし、給料月額の100分の18を減額するものであります。

副市長にあつては、平成22年1月1日から2月28日までの2カ月間、市長と同率となる給料月額の100分の18の減額を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年1月1日から施行するものであります。

どうぞ審議をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております議第162号について質疑を行います。

質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、本議案について質問を行います。今回の議案そのものについて賛否ということではありませんが、市長の真意をお聞きしたいと思えます。

市長の提案説明のように、本事件につきましては不幸な出来事でありまして、市民の信頼を失墜したものであります。そういう中で、再発防止策を今後きちっとしていくことは必要であると思えますが、今回の提案につきまして、1つは、今、市長提案がありましたように、特別職、市長、副市長の監督責任についてであります。それと、提案はされておりませんが、今後、一般職員についても処分される予定であります。そこで、今回の大津湖南地域幹線道路整備促進協議会等2つの会計の公金の着服事件であります。それで、市長自身が言われましたように、市長、副市長の管理監督責任を問うということですが、そこで、市長及び副市長にあつて、今ありましたように、管理監督責任と同時に政治責任もあると思えますが、しかし、この減額のことにつきまして、市長は1カ月、副市長は2カ月ということですが、これを考えました場合、市長と副市長で差があるわけですが、事件の性格をかんがみ、市長、副市長の管理監督と政治責任を見ますと、差があるということは職員及び市民の理解が得られるのかどうか、この点、ちょっと疑問ですので、なぜこうなったのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のご質問にお答えをいたします。

本不正の案件は、平成18年から4年間にわたって行われておりました。担当一般職員

についても対応いたしますが、特別職に関して言いますと、副市長は、その間4年間、その職にありました。もう一つは、担当部長を兼務しておりました。それと私とが同一であるというのは合理的でないという判断のもとに今回の判断をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 一見、そういうことも言えるわけではありますが、18年からこの4年間、そして市長は就任されて1年ですか、1年ではありますが、この1年間、就任して1年間、事件が発覚できなかったという意味では、政治責任は市政の最高責任者として重いのではないかと私は思うのですね。先ほど言いましたように、この議案に反対しようとは思っていませんが、そういう意味では同じような性格の責任があると思うのですが、1年後、4年の違いというよりも、最高責任者としてのね。そこをきちっと市民の理解を得られるような説明をしていただかないとどうかなという思いで質問させていただいたわけで、今、4年と1年の違いを言われましたが、それで本当にいいのかどうか、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のご質問にお答えします。

お答えをきちっと聞いていただけてないと思いますが、担当部長でありました。先ほど詳細を述べませんでした。直接の上司につきましても法律的な判断をいたすつもりをしております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） よろしいですか。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第162号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、議第162号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第162号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第162号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第162号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長(鈴木市朗君) 追加日程第2、意見書第16号から意見書第19号まで、保育基準緩和を撤回し、子育て安心の保育行政を求める意見書(案)他3件を一括議題といたします。

それでは、順次提出者の説明を求めます。

まず、第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) 意見書第16号保育基準緩和を撤回し、子育て安心の保育行政を求める意見書について説明をさせていただきます。

厚生労働省は、認可保育所の国の最低基準を緩和し、待機児童が多い都市部で保育室の面積基準を自治体に委ねるなどの方針を明らかにしました。

そもそも、保育の最低基準は、憲法第25条の見地から、子どもの健康と健全な育成に必要な最低限度の基準として1948年に制定されたものです。これは、全国どの地域でも子どもたちが健やかに発達、成長できる環境を保障するために必要な最低基準として定められたものです。

しかし、これまで保育士配置が若干改善された以外は、今でも保育室面積は61年前のままです。厚労省の委託研究でも、諸外国と比べて面積、保育士配置とも低く、保育室は少なくとも1.2倍以上に改善が必要だと指摘されています。にもかかわらず、一時にせよ、守るべき基準に風穴をあけるなら、保育所をふやす展望が示されていないもとので、今後さらなる緩和、引き下げの拡大につながる危険も指摘されています。

よって、子どもに犠牲を押しつけ、保育現場に大きな困難をもたらす最低基準緩和は直ちに撤回し、保育予算をふやして、将来の女性の就労の広がりを展望した本格的な保育行政を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事で、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 第1番、太田健一です。

それでは、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書についての提案説明を行います。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から別建てにし、①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料の徴収、②受けられる医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける、③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、④保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなどというものです。高齢者の医療を差別する「うば捨て」制度そのものであります。

制度が続けば、2010年4月には2年ごとの保険料値上げと重なり、さらに混乱は必至です。一日も早く廃止し、老人保健制度に戻すとともに、その際、保険料などの負担増にならないよう国保への財政措置をとるべきです。凍結してきた70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げも2010年4月から実施予定ですが、きっぱり中止するよう求めます。

そもそも、病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要があります。

よって、下記事項について実施を強く求めます。

1、後期高齢者医療制度を速やかに廃止すること。

1、70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げは中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、皆様のご賛同をお願いしまして、提案説明とします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 第8番、梶山幾世でございます。

緊急経済対策の早期実施を求める意見書について朗読をもって説明をさせていただきます。

す。

地方では、各議会において、9月議会までに平成21年度第1次補正予算による経済対策の執行を前提とした補正予算を編成し、国からの交付、執行に備えていました。

ところが、政府が平成21年度補正予算から約3兆円の執行停止を決定したことにより、地方議会では予算の減額補正を迫られ、その影響が直接・間接的に国民生活に及ぶことはもはや避けられない状況にあります。

来年4月までの間、平成21年度第1次補正予算の執行停止によって生じる約半年間の経済対策の空白を避けるためにも、早急に平成21年度第2次補正予算を編成し、緊急経済対策を早期に実行するよう強く要請いたします。

1、中小企業を支援する緊急保証制度等の十分な枠の確保など、景気を安定軌道に乗せるための施策の充実に取り組むこと。特に昨年10月末に実施された「緊急保証制度」のうち、元本返済猶予期間が1年の分について、速やかに猶予期間を延長すること。

2、雇用調整助成金制度を維持するための予算確保、訓練・生活支援給付の恒久化とともに、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策、就職先が決まっていない来春の高校、大学の新卒者対策を行うこと。

3、学校施設への太陽光パネルの設置をはじめとしたエコ改修や耐震化、バリアフリー化など、社会資本ストックの保全事業の前倒しを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第12番、田中良隆君。

○12番（田中良隆君） それでは、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）の説明を申し上げたいと思います。

まず、基本的には、日本はだれのものかという、そんな議論からスタートする話ですが、日本国の主権者はだれかという、その辺から本当に日本国そのものの根幹に関わる、そんな問題が発生する、そんな危険性を十分に秘めた、そういう法案が提出をされようとしております。本文を読みながら説明したいと思いますが、我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人おられます。全国の外国人の登録者数は220万人ぐらいですが、それがいわゆる法制化になれば、91万人の人が選挙権を持つと。参政権を持つ、そういうことになるわけでございます。

ちょっと飛ばしまして、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれ

を罷免することは、国民固有の権利である」、「国民固有」というのは、人に上げられない、譲り渡せない、そういう権利と規定をしております。また、第93条第2項では、「地方公共団体の長、その議会の議員」などは、「その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」とうたっております。

ここで言う「住民」とは、平成7年2月の最高裁の判例によりますと、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としております。ですから、日本国民でない永住外国人に対し地方公共団体の議会の議員や首長の選挙権等を付与することは憲法上問題があると言わざるを得ないという最高裁の判例がございます。

また、G8の先進8カ国を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与しておりません。

一方、国籍法では、外国人は、「帰化によつて、日本の国籍を取得することができる」と規定しておりますから、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきだと考えます。そういう内容の意見書でございます。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定しないよう求めるという、そういう内容でございます。

今現在、全国の流れとしますと、10月8日に熊本県議会でこの反対の意見書が可決されました。そして、茨城、香川、島根、埼玉、佐賀と、ずうっとあるわけですが、きょう、12月22日でも、幾つかの県でその採択がされようとしております。また、時間的にちょっと間に合わなくて、3月議会でそういう動きになるところもたくさんございます。

そういうようなことで、趣旨を十分ご理解いただきまして、議員各位の皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、意見書の提案理由の説明にかえたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております意見書4件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書4件については、会議規則第39条第3項の規定

により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、意見書4件については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書4件について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) それでは、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)について、私は反対討論を行います。

永住外国人への地方参政権付与、この意見書(案)につきましても、永住外国人への参政権付与に反対する内容であります。本来、地方政治なるものは、すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために、住民自身の参加によって進められるのが基本であります。ですから、外国人であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめ、一定の義務を負っている、そういう人々が地方自治の担い手となるのは、憲法の保障する地方自治の根本精神と合致するものであります。

先ほどの田中議員の提案説明の中で、日本の国はだれのものという提起がありましたが、あえて言いますならば、国の主権者は日本国民であります。その中で、地方政治の主権者は住民であります。この違いです。

この件では、先ほど判例も出されましたが、1995年最高裁判所の判例でも、憲法上禁止されているものではないとの判例も出ています。

現在、我が国には多くの永住外国人がいますが、我が国に永住する外国人に地方参政権を付与すべきであるという世論は、反対どころか、早期付与の世論が高まっているところであります。国民の合意形成も進んでおります。これらの要求は当然のものでありまして、私は、地方参政権を付与することは今後進めるべき課題であり、本意見書(案)が指摘する憲法第15条や第93条に何ら違反するものではないと考えます。それどころか、参政権を否定することは、人権、平等の否定でもありまして、民主的社会と民主的政治にとっての後進性を示すものと私は考えます。

なお、この件では、本定例議会でも住民投票条例が提案されましたが、永住外国人においても住民投票への参加の権利を付与しています。これも地方参政権付与の具体化の1つでもあります。

よって、私は、本意見書（案）には反対するものであります。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 第5番、内田聡史です。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）に対する賛成討論をさせていただきます。日本は日本人のものであるという立場からの討論であります。先ほどの反対討論では大きな間違いが何点かあり、それを申し上げたいと思います。

外国人であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめ、一定の義務を負っているという話がありましたが、まず、住民とは、平成7年2月28日の最高裁判所判決も、「憲法第93条第2項にいう「住民」とは、地方公共団体」「に住所を有する日本国民」と明言をしております。

次に、納税の件であります。納税は公共サービスの対価であり、納税の有無を問題にしますと、学生や税金を納めていない人には選挙権は付与されないという矛盾が起こります。

次に、最高裁判決も憲法上禁止されているものではないという判決を出したということですが、その判例は、「参政権は国民主権に由来し認められているものであるから、その享有主体は憲法上日本国籍を有する国民に限られる」と判断しています。判決理由には入らない部分の中に1人の裁判官の意見として、「憲法上禁止されていない」という部分はありますが、これを主張した裁判官園部逸夫氏は、「この傍論を重視するのは、法の世界から離れた俗論である」と後に述べられています。

以上のことから、この法案にどうしても賛成したいのであれば、その前に憲法改正が必要ですから、その当否も含めて、これこそ国会の憲法調査会での討論、課題とするべきであります。

地方の首長や議員くらいはという議論もありますが、地方自治とはいっても、国から完全に独立して政治が行われているわけではありません。最高裁判決が言うように、地方自治体は我が国の統治機構の不可欠の要素をなすものであり、原子力発電所や米軍基地問題などのように、地方自治も広い意味で国政の一部であるから、この問題は日本にとって非常に危険な要素をはらんでいると考えます。私は、中国や韓国の友達、そして世界中の友達が好きです。しかし、日本は日本人のものであります。私は日本を愛しています。

以上で私の賛成討論といたします。

○議長（鈴木市朗君） 以上で討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。

(午後3時00分 休憩)

(午後3時06分 再開)

○議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第16号保育基準緩和を撤回し、子育て安心の保育行政を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第16号は否決されました。

次に、意見書第17号後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第17号は否決されました。

次に、意見書第18号緊急経済対策の早期実施を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第18号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第19号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第19号は否決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成21年第8回野洲市議会定例会閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会は去る12月3日に招集させていただき、本日に至りますまで20日間ございました。本定例会に提案させていただきました案件、条例の制定4件、条例の一部改正9件、条例の廃止6件、補正予算関係6件、その他の議案40件並びに本日追加提案させていただきました条例の一部改正1件を合わせまして、合計66件について慎重にご審議をいただき、すべての案件を原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

市民の皆さんにとっては、まさに青天のへきれきの感がありますが、市の存続にも及ぶとまで言える財政危機を回避するとともに、市民サービスの効率化と充実をねらいとする行政の体質改善のための財政健全化集中改革プランの実現がもう一步進んだものと実感しております。本定例会の一般質問におきましては、これからのまちづくりの方向性をはじめ、クリーンセンターの建てかえや道路等基盤整備など、さまざまな分野における施策に対してご意見やご提言を数多くいただきました。こうしていただきましたご意見や御提言を積極的に受けとめ、市政運営に反映してまいります。

さて、いよいよ年が明けますと、本格的な予算編成が控えております。財政健全化集中改革プランを反映させるとともに、国の政権交代による影響、県の事業見直しなど、国、県の動向を注視しながら予算編成作業を進めていきたいと考えております。

また、昨年同様、予算編成過程につきましても市民の皆さん方に公表し、あわせてご提言やご意見をいただくことによって、市民の皆さんの市政参画を促してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今年も残すところあとわずかとなり、いよいよ厳寒に向かいます折から議員皆様には切にご自愛下さいまして、輝かしい新春をご家族共々お迎えになられますことを心からお祈りを申し上げます。閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（鈴木市朗君） 平成21年第8回野洲市議会定例会がスムーズに終わりましたことを厚く御礼申し上げます。ただいま市長が申されましたように、残すところ、あとわずかでございます。議員の皆さん、また職員の皆さん、また、ここにおられる傍聴者の皆さん、健やかに新しい年をお迎えしていただくことを心よりご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（午後3時13分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年12月22日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 中島一雄

署名議員 丸山敬二